

東海市観光協会規約

(目的)

第1条 本協会は、市内の観光資源を開発し、観光事業の振興を図り、地方文化の向上と市民の福利増進に資するとともに産業の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、東海市観光協会と称する。

(事務所)

第3条 本協会の事務所は、東海市中心街四丁目2番地東海商工会議所内に置く。

(事業)

第4条 本協会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光に関する情報及び資料を収集し、編集、刊行を行うこと。
- (2) 観光資源を調査、研究すること。
- (3) 観光に関する施設の整備充実を促進すること。
- (4) 観光に関する行事を実施すること。
- (5) 郷土物産等の紹介宣伝及び観光客を誘致すること。
- (6) 観光に関する諸団体との連携を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するため必要なこと。

(会員)

第5条 本協会の会員は、本協会の趣旨に賛同するものとする。

- 2 会員になろうとする者は、加入の申込みをしなければならない。
- 3 本協会の会員を法人会員、団体会員及び個人会員とする。

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	2 5 名以内
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において推挙する。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を統轄し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順位により、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、本協会の運営に関する事項を審議し、その業務を処理する。
- 4 監事は、本協会の業務及び経理を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後、後任者の就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。
- 3 役員の交替があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本協会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、本協会の会員をもって組織する。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は、年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算

- 6 理事会は、会長が招集する。
- 7 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の付議事項
- (2) 顧問の委嘱
- (3) その他本協会の運営に関する事項

- 8 監事は、会議に出席して意見を述べるができる。

9 会議は、過半数の出席をもって成立し、議事は、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(事務局)

第11条 本協会に事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名

書記 若干名

3 職員は、会長が任免する。

4 職員は、会長の命を受け庶務を処理する。

(会計)

第12条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 本協会の経費は、会費、補助金及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

3 会費は、毎事業年度、所定の納期に徴収する。

4 会費の額は、別に定める。

(委任)

第13条 この規約に定めのないことについては、理事会に諮って会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和59年4月17日から施行する。

2 東海市観光協会規約(昭和45年制定)は、廃止する。

附 則(平成12年通常総会議案第6号承認)

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

東海市観光協会細則

(会費)

第1条 東海市観光協会規約第12条第4項に規定する会費は、次のとおりとする。

法人会員 年額 1口 (3,000円)以上

団体会員 年額 1口 (3,000円)以上

個人会員 年額 1口 (1,000円)以上

2 前項の会費は、毎年6月末日まで又は入会時に徴収する。

附 則

1 この細則は、昭和59年4月17日から施行する。

2 東海市観光協会細則(昭和45年制定)は、廃止する。